

せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業実施要綱

平成 28 年 2 月 10 日

西予市告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域づくり活動の活性化を図るため、地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領(平成 23 年西予市告示第 33 号)第 7 条第 1 項に規定する支援として、せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業を実施するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(支援内容)

第 2 条 地域づくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、地域づくり組織に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域づくり組織の円滑な運営に関すること。
- (2) 地域づくり計画の策定及び事業実施に関すること。
- (3) 情報の提供や指導助言に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域づくり組織の支援に必要と認める事項に関すること。

(委嘱)

第 3 条 市長は、地域づくりに関し専門的な知識を有する者又は実践的な活動の経験を有する者のうちから適当と認められる者をアドバイザーに委嘱する。
2 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(派遣人数)

第 4 条 アドバイザーの派遣人数は、1 回の派遣につき 1 人とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(派遣の回数)

第 5 条 アドバイザーの派遣回数は、同一の地域づくり組織に対して当該年度内に 3 回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(派遣申請)

第 6 条 アドバイザーの派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、派遣を希望する日の 1 月前までに、地域づくりアドバイザー派遣申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、アドバイザーの派遣を決定し、地域づくりアドバイザー派遣決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。この場合におい

て、市長は、申請者の希望日時にアドバイザーを派遣することができないときは、申請者及びアドバイザーと協議の上、その日時を調整することができる。

(議事録の作成)

第7条 アドバイザー派遣の決定を受けた者(以下「派遣決定者」という。)は、アドバイザーの派遣を受けた場合は、派遣を受けた内容について議事録を作成し、その都度市長に提出しなければならない。

(成果報告)

第8条 派遣決定者は、当該年度におけるアドバイザーの派遣が終了したときは、終了した日から2週間以内に、地域づくりアドバイザー派遣による成果報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(庶務)

第10条 アドバイザー派遣に関する庶務は、政策企画部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業の実施に関して必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則([平成29年告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則([令和2年西予市告示第48号](#))

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第35号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

西予市長 様

地域づくり組織名
代表者氏名

地域づくりアドバイザー派遣申請書

せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業実施要綱第6条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

初回派遣希望日時	【第1希望】	年 月 日 曜日	： から	： まで
	【第2希望】	年 月 日 曜日	： から	： まで
	【第3希望】	年 月 日 曜日	： から	： まで
派遣希望場所				
派遣希望内容	協議・会議名			
	内 容	(*アドバイザーを交え協議したい内容を具体的に記入してください。)		
	希望回数	(*原則、年度内3回まで) 回		
	参加人数	人		
担当者連絡先	住 所： 氏 名： 連絡先： (*電話もしくはEメールアドレス)			
その他連絡事項				

*複数回の派遣を希望する場合は、その都度日程調整を行います。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

地域づくり組織名
代表者 様

西予市長

地域づくりアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域づくりアドバイザーの派遣について、せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により、派遣を決定したので通知します。

アドバイザー名	
初回派遣日時	
派遣回数	
内容	

(条件)

1. アドバイザーの派遣を受けたときは、その都度議事録を作成し、市長に提出しなければならない。
2. アドバイザーと協議の上、次回の派遣日時が決定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
3. 予定している派遣の全日程が終了したときは、2週間以内に地域づくりアドバイザー派遣による成果報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

西予市長 様

地域づくり組織名
代表者氏名

地域づくりアドバイザー派遣による成果報告書

せいよ地域づくりアドバイザー派遣事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施日時	【1回目】	年 月 日 曜日	： から	： まで
	【2回目】	年 月 日 曜日	： から	： まで
	【3回目】	年 月 日 曜日	： から	： まで
実施場所				
実施内容	アドバイザー名			
	協議・会議名			
	内 容	(*協議した内容を具体的に記入してください)		
	成 果	(*成果や感想等を具体的に記入してください)		
	参加人数	人		

*実施が3回以上の場合は、行を追加するか、もしくは、別紙で提出してください。

添付資料

- (1) 議事録
- (2) 派遣の状況が確認できる写真
- (3) 成果物がある場合は、その成果物
- (4) その他市長が必要と認める書類